

令和8年度  
戦略的大学改革・  
イノベーション創出環境強化事業  
(実証事業)

公募要領

令和8年3月

内閣府

# 令和8年度戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業（実証事業） 公募要領

## はじめに

本事業に申請を予定している大学については、申請件数を把握するため、令和8年4月10日（金）正午までに事務局までメールにて申請予定の旨を連絡されたい。（様式不問）

また、書類の提出に当たっては、本要領を熟読の上、メールにて提出すること。

## 基本的な考え方

### （1）本事業の目的

本事業は、大学が重要技術領域等（後述参照）において、研究成果を社会実装につなげるための戦略設計能力を構築・高度化し、もって大学改革を推進することを目的とする。具体的には、研究段階から市場仮説、知財戦略、事業構想等を統合的に設計し、企業等と連携しながら実行する体制へ転換することを目指す。また、その経過を採択大学のデータによる見える化などの調査事業と併せて検証することで、大学が社会実装の上流段階から主体的に関与する仕組みを確立し、我が国の産業競争力向上に資するモデルを示す。

### （2）本事業の背景

令和4年2月のCSTI本会議において、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（以下「総合振興パッケージ」という。）が策定され、令和5年2月には、地域中核・特色ある研究大学に求められる「機能」の観点から、目指す大学像に向けた大学自身の立ち位置を振り返る「羅針盤」の基本的な考え方を示すなど、総合振興パッケージの質的・量的拡充を図る内容への改定が行われた。

上記を踏まえ、令和7年度より戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業（調査事業）を開始し、調査事業では、「羅針盤」の観点から大学の取組とその効果を分析し、令和7年8月には、大学に求められる「機能」を強化するための「推奨される取組」などが中間報告として整理された。

他方、近年の政府会議では、科学とビジネスの近接化や、研究成果の社会実装するための事業仮説の明確化、共同研究前の共通ゴール設定の重要性、事業仮説に沿った知財戦略の必要性、研究と事業化を橋渡しする専門人材の育成などが指摘されている。

特に重要な観点としては、研究から社会実装に至るプロセスの上流段階から市場、事業、知財を一体で考え、設計する力である。研究成果を持続的な産業競争力へ結びつけるためには、単に優れた研究を生み出すだけでなく、その出口までを見通した戦略設計が必要である。本事業は、大学が重要技術領域等においてこの戦略設計を主体的に行えるようになるための取組を実証するものである。

本実証では、こうした能力の強化が、社会実装プロセスの質の向上や産業競争力の強化にどのようにつながるか、データによる見える化などの調査事業と併せて検証する。また、その過程で得られる戦略立案や組織改革の方法、意思決定の仕組みを整理し、他大学が参考にできる形で共有することで、施策の高度化と横展開につなげる。

## 本事業の対象

### (1) 対象とする大学

以下のすべてを満たす大学を対象とする。

- ・国公立大学（学校教育法第2条に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。）である大学<sup>※1</sup>）
- ・重要技術領域等<sup>※2</sup>において、企業との単なる研究協力にとどまらず、社会実装プロセスの上流設計に関与した実績又はその構想を有すること

・学長の責任の下、当該領域で社会実装・イノベーションに係る全学的改革を実行する体制を構築する意思があること

※1 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者（大学）及び文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者（大学）を除く。また、私立学校については、「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学を除く。

※2 本公募要領では、以下の重要技術領域と成長戦略における戦略分野との両者を合わせて、「重要技術領域等」と呼ぶ。

重要技術領域としての対象領域は以下の技術。なお、第7期科学技術・イノベーション基本計画の閣議決定により、下記は必要に応じた更新を予定。

- ① 次世代船舶技術、自動航行船技術といった造船関連技術
- ② 極超音速技術、先進航空モビリティ技術といった航空関連技術
- ③ 次世代情報基盤技術、ネットワークセキュリティ技術といったデジタル・サイバーセキュリティ関連技術
- ④ 農業エンジニアリング技術といった農業・林業・水産関連技術（フードテックを含む。）
- ⑤ エネルギーマネジメントシステム技術、資源循環技術といった資源・エネルギー安全保障・GX関連技術
- ⑥ 災害等の観測・予測技術、耐震・免震技術といった防災・国土強靱化関連技術
- ⑦ 遠隔医療機器技術、公衆衛生技術といった創薬・医療関連技術
- ⑧ 先端機能材料技術、磁石・磁性材料技術といった製造・マテリアル（重要鉱物・部素材）関連技術
- ⑨ MaaS関連技術、倉庫管理システム技術といったモビリティ・輸送・港湾ロジスティクス（物流）関連技術
- ⑩ 海洋観測技術、海上安全システム技術といった海洋関連技術
- ⑪ 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、AIモデルによる機械学習アルゴリズムプログラム、AIモデルによる機械学習サポートプログラム、AIロボット基幹技術といったAI・先端ロボット関連技術
- ⑫ 量子コンピューティング技術、量子通信・暗号技術、量子マテリアル技術、量子センシング技術といった量子関連技術
- ⑬ 先端半導体製造関連技術や光電融合技術といった半導体・通信関連技術
- ⑭ 医薬品・再生医療等製品の候補物質等の探索・最適化・製造・製剤技術、新品種の開発・育種・ゲノム編集技術といったバイオ・ヘルスケア関連技術

- ⑮ ブランケット技術やトリチウム回収・再利用技術といったフュージョンエネルギー関連技術
- ⑯ 衛星測位システム、衛星通信技術、リモートセンシング、軌道上サービス、月面探査、輸送サービス技術といった宇宙関連技術

成長戦略としての戦略分野は以下の技術。

- ① AI・半導体
- ② 造船
- ③ 量子
- ④ 合成生物学・バイオ
- ⑤ 航空・宇宙
- ⑥ デジタル・サイバーセキュリティ
- ⑦ コンテンツ
- ⑧ フードテック
- ⑨ 資源・エネルギー安全保障・GX
- ⑩ 防災・国土強靱化
- ⑪ 創薬・先進医療
- ⑫ フュージョンエネルギー
- ⑬ マテリアル（重要鉱物・部素材）
- ⑭ 港湾ロジスティクス
- ⑮ 防衛産業
- ⑯ 情報通信
- ⑰ 海洋

## （2）申請要件

申請単位は大学とし、申請者は、本要領に指定する調書を作成し、内閣府宛に提出すること（調書の提出先は「**審査方法等**」（2）提出資料・提出先等」を参照）。

本事業への申請は、1大学当たり1件とする。

また、採択された大学は、本事業の交付金を受けている期間中、法令等により求められる財務関係書類の作成、その文部科学省等への提出又は届出、監査等を遺漏なく実施していることを前提とする。

申請にあたっては、以下のア）、イ）を満たすことを要件とする。

ア） 本事業は「重要技術領域等における戦略設計能力の獲得・高度化の実証」を目的とするものである。個別研究の優秀性を競うものではなく、戦略設計能力の確立を評価対象とする。調書の作成に当たっては、以下の①～⑤の事項について定量データを活用しつつ簡潔に記載すること。

本事業における「戦略設計能力」とは、重要技術領域等において、技術・市場・知財・資金循環等を統合した仮説形成・検証・再設計を組織的に反復できる能力を指す。

- ① 本事業への問題意識及び構造的課題認識
  - ・本事業に応募するに至った背景及び問題意識（産学連携・知財・事業

化等に関する現状の構造的課題を、可能な限り定量データを用いて示すこと)

- ・重要技術領域等における本事業の対象とする領域（以下、対象領域）
- ・対象領域における自大学の位置付けや強み、差別化要因（研究実績、特許状況、研究者層、外部資金実績等の定量データを用いること）

## ② 戦略仮説及び連携・資金接続構想

社会実装戦略の仮説や企業との連携等の構想について記載すること。

- ・対象領域における具体的な技術シーズ（TRLレベル<sup>1</sup> 2以上）
- ・当該技術シーズから社会実装・資金循環につなげるための戦略仮説
- ・なぜ当該戦略が自大学の構造的課題の解決につながるのか
- ・当該戦略の実施を通じて、大学にどのような力が残るのか
- ・企業等との連携形成の考え方
- ・想定する連携先の類型
- ・連携判断基準及び撤退等の見直し方針
- ・受託型モデルとの整理
- ・他の政府事業や外部資金への接続構想

※なお、外部資金（民間資金等）とのマッチングファンド形式の取組を提案することは妨げないが、応募時点でこれを必須要件とはしない。

※単なる研究紹介とならないよう留意すること。

## ③ 戦略実行のための組織・機能設計

戦略を実行するための組織強化方針について記載すること。

- ・学長を含む意思決定体制
  - ・産学連携・知財・事業開発、マーケティング等を担う事務・専門人材の役割整理
  - ・既存体制の課題と、それを前提とした見直し・再編の方針（人員配置・権限移譲・組織改編・評価等）
  - ・外部専門人材の活用方針（知財、事業開発、商流設計、政策連携等）
- ※大学としての外部専門人材の活用形態（雇用等）を記載すること。また、雇用などの際は適正、柔軟な報酬などの工夫があれば記載すること
- ・外部知見を組織に定着させる仕組み
  - ・本事業終了後も自走可能とする方策

## ④ 段階的実装計画

令和8年10月～令和11年3月の期間において、

- ・第1段階：実装体制の具体化（戦略を動かすための体制整備状況）
- ・第2段階：連携構造の形成（企業等との具体的な協議状況）
- ・第3段階：外部との資金接続の具体化（事業終了後を見据えた体制づ

<sup>1</sup> 技術成熟度レベル。詳細は[https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/shiryoku\\_katsuyou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/shiryoku_katsuyou.pdf)を参照されたい。

くり)

・第4段階：戦略設計能力の内在化（事業継続体制の最終確認）

などの各段階で何を実行するかを時系列で示すこと。

※各段階は、（4）ウ）に示すフォローアップ審査の観点と整合的に設計するとともに、仮説検証結果に応じて戦略・体制・連携構造を修正する前提で構築すること。

・各段階における体制の見直し・強化の考え方

・令和11年3月時点における組織能力の到達像

※具体的な最終成果数値のみを記載することは不可とする。

⑤ 内閣府が提示する共通データ分析指標（後段 イ）を参照）への対応方針  
共通データ分析指標の提出体制構築にあたり、以下について方針を示すこと。

・データ管理・提供体制（人材種別（URA等）、追加人員数、追加投資額等）

・申請時点で別表「共通データ分析指標」のうち、どの程度の指標について取得・蓄積しているか。

・申請時点で別表「共通データ分析指標」に関わる指標も含めて、データに基づく意思決定を実施しているか。

イ) 本事業は、「戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業（調査事業）」と並行して実施する。採択大学は、内閣府（委託業者を含む。）が別表にて提示する「共通データ分析指標」の提供、必要に応じた追加データの提出、執行部レベルでのヒアリング協力を含む全学的な協力体制を構築することを応募条件とする。

※今後数年～10年程度の期間で、採択された大学から関連するデータの内閣府（委託業者を含む。）への提供を想定している。

### （3）対象とする実施内容

本交付金の用途として支出できる経費は、以下①～⑤に挙げる推奨される取組を主たる対象とする。

なお、大学が地域の中核大学として、独自の強みや特色を活かすために、追加的に行う取組を用途に含めることは妨げない。

#### ① 戦略設計プロセスの構築・高度化

- ・本事業の対象領域における技術ポートフォリオの整理・再編
- ・既存戦略との統廃合・重点化を含む戦略ポートフォリオの再構築
- ・市場分析、競争環境分析、商流設計等の実施
- ・社会実装に向けた戦略仮説の設計及び仮説検証
- ・半年ごとのフォローアップ審査に対応した進捗管理体制の構築
- ・戦略の見直し・再設計に係る分析及び評価活動

② 専門機能の強化及び体制整備

- ・ 知財、事業開発、政策連携、商流設計、マーケティング等の専門人材の活用（外部委託、アドバイザー契約、大学としての雇用等を含む）
- ・ 権限・意思決定プロセスの再設計（責任と裁量の明確化を含む）
- ・ URA・事務職員等の専門性向上及び役割再編
- ・ 外部知見の学内内在化のための仕組み構築
- ・ ガバナンス及び意思決定プロセスの高度化

③ 連携形成及び外部資金接続に向けた活動

- ・ 企業等との戦略的対話及び連携構想の具体化
- ・ 他大学・研究機関等との連携枠組み構築
- ・ 他の政府事業等への申請に向けた企画立案及び調整活動
- ・ 連携ポートフォリオの見直し及び撤退判断の仕組み構築

④ 知財戦略の強化・再設計

- ・ 対象領域における知財ポートフォリオの分析・見直し
- ・ 事業仮説と連動した知財創出・活用方針の設計
- ・ 出願・保有・非出願判断を含む知財方針の再設計
- ・ 専門人材を活用した知財戦略高度化の取組
- ・ 当該戦略に基づく出願等

⑤ データ整備及びEBPM協力体制の構築

- ・ 過去実績データの整理・提供体制整備
- ・ 月次・半年次データの収集・分析体制構築
- ・ 本事業の効果検証に資する分析協力
- ・ データに基づく意思決定（EBPM）を行うための内部分析体制の整備

また、「地域中核大学イノベーション創出環境強化事業」（内閣府）、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」、「国立大学改革・研究基盤強化推進補助金」（文部科学省）など、研究成果の社会実装に向けた体制整備などに資する政府の関連する別事業の支援を受けている取組と重複する取組については、本事業の対象外とする。申請においては既存支援事業との明確な差別化を示すこと。

※なお、採択された大学においては、採択後に本事業における取組の進め方などについて、月次を目安に内閣府（委託業者を含む。）と打合せを実施する予定である。内容や打合せの頻度については、採択後に内閣府の担当者と別途調整することとする。

（支出できない経費（例））

本交付金による支出ができない経費として、例えば以下のようなものが挙げられる。なお、この他にも事業内容に応じて支出の必要性を勘案した結果、使用できない場合がある。

- ・大学の経営基盤強化のために、本交付金を支出する直接の必要がないと考えられる経費（懇親会経費や酒、煙草等に係る経費・手土産などの経費 等）

#### (4) 実施期間等

##### ア) 実施期間

実施期間は令和8年10月頃から最長で令和11年3月までとする。年に2回程度実施する下記ウ)に記載のフォローアップの結果等を踏まえて、以下のような実施期間や交付額の見直しを行う。

- ・特に優れた実績を上げた大学：交付額の増額
- ・取組が不十分な大学：実施期間の短縮、交付額の減額

##### イ) 採択件数・規模

最終的な採択件数については、3校を目安に内閣府が設置する審査・評価委員会が決定する。本実証事業経費総額は約3億円（令和8年度）、約6億円（令和9年度）、約6億円（令和10年度）とし、このうち各法人への交付額については、各法人の申請額を踏まえ、構想内容・採択件数に応じ、審査・評価委員会が決定する。

※なお、事業経費総額は今後の予算編成の過程等で変更になる場合がある。

##### ウ) 採択事業のフォローアップ審査

採択事業の進捗確認に加え、戦略仮説の妥当性検証、体制の見直し状況等を評価するため、定期的にフォローアップ審査を行う。

<フォローアップ審査の予定と各回における審査観点のイメージ>

(・令和8年10月 事業開始)

- ・令和9年2月：動かすための体制が整い始めているか  
(戦略を実行するための組織や役割分担が具体化しているか)  
<想定される確認ポイント>
  - ・意思決定の流れが整理されているか
  - ・必要な専門機能（知財、事業企画など）が配置・活用されているか
  - ・既存の仕組みの見直しが始まっているか
  - ・外部人材の活用方針が具体化しているか
- ・令和9年8月：企業等との具体的な協議が始まっているか  
(戦略に基づき、実際に外部との議論・設計が進んでいるか)  
<想定される確認ポイント>
  - ・戦略に基づく企業等との具体的な協議が始まっているか
  - ・共同で検討した事業の方向性（仮説）が提示されているか
  - ・連携の条件や役割分担について整理が進んでいるか
  - ・契約締結や資金獲得に至っているか
- ・以降：事業終了後を見据えた体制づくり  
(企業等との協議や実践を踏まえた戦略の見直し内容と、事業終了後も継続できる体制案の提示)

<想定される確認ポイント>

- ・企業等との協議を踏まえてどのように戦略を見直したか
  - ・戦略の見直しに伴い、組織や意思決定の仕組みをどう変えるか
  - ・どのような基準で連携を進める／見直すのか
  - ・事業終了後の財源をどう確保する見通しか
  - ・戦略立案・判断を担う機能を学内のどこに置くのか
  - ・学内での意思決定や合意形成がどこまで進んでいるか
- ・令和11年年始メド：事業終了後も継続できる体制の最終確認  
(事業終了後の体制・予算・人員配置が正式に決定されているかの確認)

<想定される確認ポイント>

- ・継続体制について学内で正式に決定されているか
- ・必要な予算が確保されているか
- ・必要な人員配置が決まっているか
- ・組織規程や内規に反映されているか
- ・今後も戦略を見直し続ける仕組みが制度として定まっているか

※フォローアップ審査における具体的な審査要領等は採択後に通知することとする。なお、各フォローアップにおいては、前回時点からの仮説、体制、連携構造の変更点、その変更判断の根拠（データ・外部知見等）、及び変更を通じて戦略がどのように深化したかの説明を求める。変更そのものは減点対象とはせず、合理的な再設計が行われているかを評価対象とする。

(5) 参考文献

- ・総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（第10回）（令和7年11月）資料3、4
- ・内閣官房 日本成長戦略会議（第3回）（令和8年3月）資料1、2
- ・経済産業省 世界で競い成長する大学経営のあり方に関する研究会（第3回）（令和8年1月）資料2
- ・文部科学省 科学技術・学術審議会 産業連携・地域振興部会（第13回）（令和8年2月）資料5
- ・文部科学省 科学技術・学術審議会 大学研究力強化部会（第5回）（令和8年2月）資料1-2
- ・内閣府・文部科学省・経済産業省（令和5年3月）「大学知財ガバナンスガイドライン」
- ・文部科学省（令和5年3月）「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」
- ・経済産業省・文部科学省（令和5年）「産学共創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック」

## 審査方法等

### (1) 審査方法等

審査は、以下ア)～ウ)に記載の通り、書面審査（一次審査）を通過した申請についてのみヒアリング（二次審査）を行う２段階方式で、審査・評価委員会において行う。

#### ア) 一次審査

- ・本事業への申請を希望する大学は、構想調書等を作成し、内閣府へ提出する。
- ・採択先を選定するための審査は、審査・評価委員会において行う。
- ・審査は、提出された調書をもとに、ウ)に示すそれぞれの審査項目ごとに点数化し、その合計点を踏まえてヒアリング対象校を選出する。
- ・審査の結果は、各大学に対し電子メールで通知する。

#### イ) 二次審査

- ・一次審査でヒアリング対象校として選出された大学には、事務局から二次審査の案内を「事前質問」を付して通知する。
- ・審査では、提出された調書及び「事前質問」への回答についてヒアリング（オンライン）を行い、採択候補大学を決定する。
- ・ヒアリングにおいて、申請を行った大学のみならず、連携する機関が参加することを可能とする。これらの者が参加した場合、申請を行った大学への期待等の発言を求めることがある。
- ・審査の結果は、各大学に対し電子メールで通知する。

#### ウ) 審査項目

- 法人としてのコミットメント及び変革意思
  - ・学長を含む経営層の関与が明確であるか
  - ・全学的な体制変更を伴う実行意思が示されているか
  - ・既存資源の再配分（縮小・重点化を含む）意思が示されているか
  - ・既存組織の枠組みにとらわれない再編・役割再設計の意向があるか
  - ・本事業終了後も継続的に取組を発展させる意思が明確か
- 構造的課題認識の妥当性・深度
  - ・産学連携・知財・事業化等に関する課題を構造的に分析できているか
  - ・定量データに基づく客観的分析が行われているか
  - ・表層的な課題列挙にとどまっていないか
  - ・自大学の経営構造（意思決定・評価制度・インセンティブ構造）との関連まで踏み込んでいるか
- 戦略仮説の合理性及び発展可能性
  - ・重要技術領域等との整合性が明確か
  - ・自大学の強みとの接続が論理的か

- ・社会実装・資金循環に至る仮説構造が描かれているか
- ・仮説修正を前提とした設計となっているか
- ・大学が上流工程（市場仮説形成・知財戦略設計等）に主体的に関与する必然性及び、その関与が産業競争力強化にどのようなつながるかが論理的に示されているか

■ 体制構築及び最適化能力

- ・外部専門人材の活用方針が具体的か
- ・外部知見を内在化する仕組みが設計されているか
- ・人員・連携先の追加・再編を含む最適化の考え方が示されているか
- ・特定個人に依存しない組織設計となっているか

■ 実装可能性及び持続性

- ・実行計画が現実的であるか
- ・体制・財務・人材面で継続可能性があるか
- ・他の政府事業・外部制度との接続可能性が検討されているか
- ・仮説修正・撤退判断を含むマネジメント設計がなされているか

■ データ提供体制の整備状況

- ・データに基づく意思決定（EBPM）を行う体制整備方針が示されているか
- ・データ提供を全学的に担保する執行部の関与が明確か
- ・必要なデータ提供体制についての具体的な整備計画があるか
- ・申請時点で共通データ分析指標に係るデータを取得・蓄積しているか
- ・共通データ分析指標に関してどの程度（数）の提供意思があるか

(2) 提出資料・提出先等

ア) 提出資料

【様式1】 構想調書

【様式2】 構想補足（関連事業との整理）

【様式3】 資金執行計画書

イ) 提出期間 令和8年4月20日（月）9：00～5月15日（金）17：00

提出期間終了後の提出、差し替え及び訂正は認められないため、提出期間を遵守するとともに、内容等の確認を十分に行った上で提出すること。

ウ) 提出方法

資料の電子媒体（加工可能な媒体）を電子メールに添付して提出すること。  
メールアドレスが不明な場合、【本件担当】に記載されている電話番号に電話で問い合わせること。

※メール件名は「【〇〇大学】令和8年度戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業の申請について」とすること。

## その他留意事項

### (1) 問い合わせ等

上記提出期間の間は、当該者のみが有利となるような質問・相談については一切回答できない。提出期間において、申請調書の記載手法などについて質問を希望する場合は、事務局にメールで問い合わせること。

本事業に関する重要な情報や、一斉に共有すべき質問への回答等があった場合、内閣府ホームページにて開示する。

### (2) 採択情報等の公表等

採択校決定後、採択された大学名と交付額、当該大学の提出資料（【様式1】構想調書等（これらの資料の公表前に、個人名等の公表に不適當な部分を確認・修正する機会を設ける。））を併せて、内閣府ホームページにて公表する。

### (3) 情報公開の促進

採択された大学については、国からの支援を受けることにより、社会への説明責任を果たす必要があることから、本事業による成果や取組の進捗など、情報の公開・発信に積極的に努めること。

### (4) 事業開始までのスケジュール（予定）

令和8年

5月～6月頃	一次審査（書面）
8月12日、13日	二次審査（ヒアリング）
8月下旬	二次審査結果通知
10月頃	事業開始

※審査の状況等により変更する場合がある

#### 【本件担当】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局  
大学改革・ファンド担当室  
TEL：03-6257-1332